

みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務委託仕様書

1 業務委託名

みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業業務委託

2 業務の目的

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けて、意識調査等により子どもや子育てを取り巻く状況等を把握し、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議や市町担当者会議等を通して情報を共有することにより、市町や企業、団体との協創をより重視した少子化対策の推進につなげる。また、集計結果や既存の統計データ等をまとめた報告書については「みえの子ども白書（仮称）」として位置づけ、分かりやすくまとめた概要版も活用して広く県民に周知する。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月25日まで

4 業務の内容

（1）意識調査の実施

子どもの自己肯定感などの意識や生活実態、保護者や県民の子育てに関する意識などを把握するため、下記（ア）から（オ）の5つのアンケート調査を実施する。

①調査対象者の選定、抽出

（ア）小学5年生 約1,500人（目安）（前回回収率98%）

市町立小学校は市町毎に各1校（計29校）、県立特別支援学校は3校、私立小学校は1校を目安に実施し、特定のクラスのみ対象とするのではなく全てのクラスを対象とする。このため調査対象者数は前後する。業務受託者は令和5年4月21日までに対象校の提案を行い、三重県と協議すること。

（イ）中学2年生 約2,000人（目安）（前回回収率93%）

市町立中学校は市町毎に各1校（計29校）、県立特別支援学校は3校、私立中学校は1校を目安に実施し、特定のクラスのみ対象とするのではなく全てのクラスを対象とする。このため調査対象者数は前後する。業務受託者は令和5年4月21日までに対象校の提案を行い、三重県と協議すること。

（ウ）高校2年生 約1,400人（目安）（前回回収率97%）

県立高等学校は11校（全日制普通科5校、全日制職業学科3校、定時制3校）、県立特別支援学校は3校、私立高等学校は1校を目安に実施し、特定のクラスのみ対象とするのではなく全てのクラスを対象とする。このため調査対象者数は前後する。業務受託者は令和5年4月21日までに対象校の提案を行い、三重県と協議すること。

（エ）上記（ア）～（ウ）の保護者 約4,900人（目安）（前回回収率87%。但し、前回はWeb回答方式はなく、上記（ウ）の保護者は調査対象外。）

（オ）県民調査 3,000人（前回回収率49%。但し、前回はWeb回答方式はなし。）

業務受託者は、令和5年5月1日以降に選挙人名簿に基づき抽出するものとし、各市町選挙管理委員会への閲覧申請書の提出手続きをしたうえで、閲覧、抽出、転記、及び宛名ラベルの作成作業を行うこと。なお、具体的な抽出方法は、県内全29市町の選挙人名簿登録者数の比率に従い標本数3,000を割り当てた上で、各市町において選挙人名簿を使用して等間隔無作為抽出法により調査対象者を抽出すること。

また、転記した後、調査票を調査対象者に発送するまでに、三重県が対象者からの問い合わせに即応できるよう、抽出した名簿を、Excel2016で対応可能なバージョンのファイル等で三重県へ提出すること。宛名ラベルについては、転記後の名簿をもとに作成し、調査票の発送用封筒及び調査協力依頼ハガキそれぞれに貼付できるよう2セットを作成すること。

②調査票の設計

業務受託者は、三重県が提示する調査項目（案）を参考に、調査項目の一覧表及び調査票の原案を令和5年4月21日までに提出すること。三重県は令和5年4月から5月にかけて調査項目について有識者ヒアリング等を行う予定であり、業務受託者はそれらの意見もふまえ、三重県と協議しながら修正を重ね、令和5年5月31日を目途に内容を確定させること。

調査項目数は45問程度（県民調査は30問程度）（属性項目を含む）とすること。

なお、子ども調査は基本的に小学5年生、中学2年生、高校2年生とも同じ内容とするが、高校2年生については結婚に対する考え方や子どもを持つことの意識等を盛り込む予定であり、調査項目数は小学5年生及び中学2年生より若干増加する。

調査項目を設計するにあたっては、以下の内容をふまえること。

- ・三重県子ども条例の内容をふまえること。
- ・「みえの子ども白書 2012」、「みえの子ども白書 2016」、「みえの子ども白書 2019」（以下「過去の白書」という。）を作成する際に実施した調査項目の一部について経年比較を行うこと。

（過去の白書の掲載先アドレス）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci600004946.htm>

- ・三重県の少子化対策計画「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」が令和6年度の目標63.5%に対して、令和3年度実績が53.0%となっていることの背景等の分析ができるようにすること。
- ・子どもと保護者の意識の対比ができるよう工夫すること。
- ・子ども調査と保護者調査については、調査票にID等のナンバーを印刷するなどの方法により、子ども調査と保護者調査の紐づけを行い、世帯の収入状況等が子どもに与える影響について、分析できるようにすること。紐づけの方法は、業務受託者が提案し、三重県と協議の上、決定すること。

- ・保護者調査及び県民調査については、インターネットによる回答も可能とするため、受注者においてサーバー等を用意し、調査票と同内容の Web ページを制作したうえで回答を回収すること。その際、回答が重複しないように工夫すること。また、回答者個人が特定されないようにすること。

③調査票の印刷

業務受託者は、調査票について、文言の精査や回答しやすいようなレイアウトの工夫を行った上で、上記 4（1）①に示した部数（子ども調査と保護者調査については学校の予備（1校につき3部程度）を含む）を印刷すること。

- ・子ども調査と保護者調査は、A 3 サイズの用紙 3 枚に両面・白黒印刷。A 4 サイズで計 1 2 ページを基本とし、三重県と協議すること
- ・県民調査は、A 3 サイズの用紙 2 枚に両面・白黒印刷。A 4 サイズで計 8 ページを基本とし、三重県と協議すること
- ・中央部 2 か所をホチキス止めすること
- ・小学生用の調査票にはルビをふること

④送付用封筒の作成

業務受託者は、保護者調査及び県民調査の送付用封筒について、上記 4（1）①に示した部数（保護者調査については学校の予備（1校につき3部程度）を含む）を印刷すること。

- ・クラフト封筒 85 g とする。
- ・大きさは角形 2 号とする。

⑤返信用封筒の作成

業務受託者は、全ての調査の返信用封筒について、上記 4（1）①に示した部数（子ども調査と保護者調査については学校の予備（1校につき3部程度）を含む）を印刷すること。なお、県民調査については、日本郵便株式会社の料金受取人払に適合する封筒とすること。また、バーコードは三重県が紙資料で提供するので、業務受託者は事前に津中央郵便局でバーコードの読み取りについて確認手続きを行うこと。

- ・クラフト封筒 85 g とする。
- ・大きさは長形 3 号とする。
- ・口のりはグラシンテープ仕様とする。

⑥調査票等の発送

子ども調査と保護者調査については、業務受託者が調査の対象となる学校に、調査依頼文、調査票、返信用封筒、学校が三重県へ郵送するための返信用伝票（ゆうパック：着払伝票）等を梱包し、発送すること。なお、子ども調査と保護者調査の紐づけが円滑に実施できるような、学校への発送方法、学校から子どもや保護者への配布方法等について、業務受託者が提案し、三重県と協議の上、決定すること。夏休みが始まる前に調査を終える必要があることから、令

和5年6月26日までに発送を完了すること。調査回答期限（学校からの返信期限）は令和5年7月20日を予定している。

県民調査については、調査依頼文、調査票、返信用封筒を封入し、郵便により発送すること。日本郵便株式会社が提供するゆうメールも可とする。発送は令和5年7月20日、調査回答期限は令和5年8月18日を予定している。

発送後、業務受託者は、発送したことを証明する書類の写しを三重県に提出すること。

⑦調査協力依頼ハガキの印刷及び発送

県民調査については、調査票発送後2週間経過時（令和5年8月3日頃）に、調査対象者全員に対して調査協力依頼ハガキを送付すること。ハガキの内容は、調査に回答いただいたと仮定したお礼と未回答の場合の協力依頼等を併記したものとし、原稿は三重県が準備する。

業務受託者が送付用ハガキの準備、印刷、発送を行うこと。なお、調査開始からハガキ発送までに、調査対象者から三重県に対して調査に協力できないとの申し出があり、かつ住所と名前を確認することができた調査対象者に対しては、ハガキを発送しない。そのため、業務受託者は発送前日までに三重県に確認を行うこと。

調査対象者へ送付するハガキについては、手書きは不可とする。ただし、郵便番号のみ手書きでも可とする。

発送後、業務受託者は、発送したことを証明する書類の写しを三重県に提出すること。

⑧調査票の回収

業務受託者は、子ども調査と保護者調査について、学校に対する実施や回収の支援、確認を行うこと。

（郵送方式による回収）

子ども調査及び保護者調査の一部は学校が児童生徒から回収し、学校が三重県あてに一括して郵送（着払）することから、学校から三重県への送付費用は三重県が負担する。

また、県民調査の一部については直接三重県あてに返信（返信用封筒は料金受取人払）されることから、返信費用は三重県の負担とする。

業務受託者は、回答のあった返信用封筒（未開封）を三重県から受領するものとし、受領に係る費用は委託費用に含む。受領の方法や回数は三重県と協議のうえ決定すること。

（Web 回答方式による回収）

保護者調査及び県民調査については、郵送に代わりWeb ページ（インターネット）による回答もできるよう、受注者において、調査票と同内容のWeb ページを制作し、回答を回収すること。Web ページは、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるようにすること。サーバー等は業務受託者（又は業務受託者から委託を受けた者）が用意したものを使用するこ

と。Web 回答にあたっては、回答途中で一時保存ができるようにするか、タイムアウトのない設定とすること。

調査票に I D 等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送方式と Web 回答方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにすること。作成する Web ページは、上記のほか次の要件を満たすこととし、三重県の校正を受けること。

- ①調査対象者の個人情報の漏洩やプライバシー侵害の発生を防止すること。
- ②セキュリティを確保し、ウイルスやマルウェア等への感染を防止すること。
- ③複数回答やデータ改ざん等の不正行為を防止すること。

⑨調査票データの入力

(ア) 返信用封筒の開封と調査票の整理

業務受託者は、三重県から受領した返信用封筒を開封し、調査票を取り出す際、管理のため、調査票の 1 ページ目の特定箇所に通し番号を付すこと。また、郵送方式と Web 回答方式による重複回答の有無を確認し、同一人物からの回答が重複した場合には、三重県との協議により、いずれかの一方を有効な回答として取り扱うこと。

(イ) 調査票データの入力（自由記述意見以外）

業務受託者は、令和 5 年 9 月 7 日までに、回収した調査票のデータを Excel2016 で対応可能なバージョンのファイルに入力を行うこと。

- ・入力の基準（未回答の扱い、無効回答の考え方等）を事前に三重県と協議すること
- ・業務受託者は、データ入力とは異なる担当者が入力データについて検査を行い、入力誤りがあれば訂正するなど、正確な入力に努めること。
- ・入力データに誤りがある等の指摘を受けた場合は、その原因を究明し、業務受託者の責任と費用により速やかにデータの修正を行い、再提出すること。

(ウ) 調査票データの入力（自由記述意見）

業務受託者は、令和 5 年 10 月 31 日までに、回収した調査票をもとに、自由記述意見を入力し、Excel2016 で対応可能なバージョンのファイルに入力し、内容ごとに整理した上で、A 4 サイズで出力可能なデータファイルを提出すること。

⑩調査データの集計・分析

業務受託者は、入力した調査票データをもとに以下の作業を行い、集計資料を作成すること（インターネットによる回答を含む）。作成する集計資料は A 4 サイズで出力できるもので、Excel2016 で対応可能なバージョンのファイル等で提出すること。提出期限は別途、三重県と協議すること。原案として下記（ア）

（イ）を令和 5 年 9 月 21 日までに、確定版として下記（ウ）～（オ）を令和 5 年 10 月 19 日までに提出すること。

（ア）県全体の集計

- (イ) 属性クロス集計
- (ウ) 設問間クロス集計（各調査それぞれ 10 通り程度を想定）
- (エ) 子ども調査と保護者調査の紐づけを行った上で、両調査間のクロス集計（等価世帯収入の水準別のクロス集計）（10 通り程度を想定）
 - 例）「等価世帯収入」による分類の方法については、「令和 3 年子供の生活状況調査の分析報告書」（内閣府政策統括官（政策調整担当））P 22 及び P 370 に記載の方法と同様とする。また、クロス集計については、同報告書 P 67 図 2-2-2-2「等価世帯収入の水準別、進学したいと思う教育段階」を参考とすること。
- （令和 3 年子供の生活状況調査の分析報告書の掲載先（内閣府 HP））
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/index.html>
- (オ) 過去の白書で実施した調査結果との経年比較

（２）既存の統計データ（全国学力・学習状況調査等）による分析

①全国学力・学習状況調査の分析

業務受託者は、これまでの「全国学力・学習状況調査」のデータを用いて、子どもの生活の実態や意識などについて、国と三重県との比較や経年比較による分析を行い、上記（１）の意識調査で把握する結果と合わせ、整理すること。

分析項目は、過去の白書を参考に 25 項目以上とし、業務受託者が原案を令和 5 年 9 月 21 日までに提案し、三重県と協議の上、令和 5 年 10 月 19 日までに確定させること。

②全国学力・学習状況調査以外の統計データの分析

業務受託者は、三重の子どもや家庭を取り巻く状況の特徴や推移を把握できるよう、国勢調査（総務省）や人口動態統計（厚生労働省）、みえ県民 1 万人アンケート（三重県）など、既存の統計データを収集し、整理すること。

分析項目は、過去の白書や三重県の少子化対策の状況等をふまえ、20 項目程度とし、業務受託者が原案を令和 5 年 9 月 21 日までに提案し、三重県と協議の上、令和 5 年 10 月 19 日までに確定させること。

（３）市町連携及び県民等の意見収集等

①市町担当者会議資料

三重県では市町における子どもの育ちや子育て家庭を応援する取組の参考となるよう、令和 5 年 11 月上旬頃に市町担当者会議を開催し、上記（１）の意識調査の集計結果の速報や上記（２）で整理した統計データ等の情報共有を図る予定である。

このため、業務受託者は、市町の担当者に分かりやすく伝えられるような会議資料（案）を令和 5 年 9 月 28 日までに提案し、三重県と協議の上、令和 5 年 10 月 19 日までに確定させ、データ（データ形式は、県と協議の上、Word、PowerPoint など県側で加工が可能なデータとする）で提供すること。

②県民等ヒアリング

本業務では、上記（１）の意識調査の集計結果や上記（２）で整理した統計データ等をもとに、県民等から意見を収集し、報告書として取りまとめることとしている。

このため、業務受託者は、令和５年１０月下旬から１２月下旬を目途に、上記（１）の意識調査の集計結果の速報や上記（２）で整理した統計データ等に基づき、県民（子どもを含む）、有識者、子育て支援団体等からヒアリング等を行い、意見等をまとめること。ヒアリング対象は３０人以上とすること。

ヒアリングの手法や時期、資料等は業務受託者が提案し、三重県と協議の上、決定すること。

また、業務受託者はヒアリング対象者に対して「三重県の子どもや子育てを取り巻く状況について理解が深まったかどうか」について、アンケートを取ること。

（４）報告書の作成等

業務受託者は上記（１）の意識調査や（２）で整理・分析した統計データ、及び（３）における県民等からの意見収集の内容を報告書として取りまとめること。

三重県はこの報告書を「みえの子ども白書（仮称）」として位置付ける予定である。また県民等に広く周知できるよう、概要版も作成すること。

①報告書

業務受託者は、報告書について過去の白書も参考に、令和５年１１月３０日までに原案を作成し、三重県と協議の上、令和６年１月２５日までに確定すること。

また、業務受託者は、１,５００部を両面カラー４色刷りで印刷し、令和６年２月２６日までに納品すること。併せて、報告書のデータ（ＰＤＦファイル）を収めたＣＤ－Ｒ１枚を令和６年２月２６日までに納品すること。

なお、報告書は、前回の白書（みえの子ども白書２０１９）より１０ページ程度増えることを想定している。

②概要版

業務受託者は、三重県の子どもや家庭を取り巻く状況や意識の特徴等、報告書の概要を県民にわかりやすく伝えるための概要版について、令和５年１１月３０日までに原案を作成し、三重県と協議の上、令和６年１月２５日までに確定すること。

また、業務受託者は、Ａ３サイズ２つ折り（合計４ページ）を目安に、１２,０００部を両面カラー４色刷りで印刷し、令和６年２月２６日までに納品すること。併せて、概要版のデータ（ＰＤＦファイル）を収めたＣＤ－Ｒ１枚を令和６年２月２６日までに納品すること。

③学校への送付

業務受託者は、県内の全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、報告書及び概要版を令和６年３月２０日までに送付すること。

送付先は小学校が約３５０校、中学校が約１６０校、高等学校が約８０校、特別支

援学校が約 20 校の合計約 610 箇所を予定し、1 箇所あたりの送付数は報告書 1 冊と概要版 5 部（小学校のみ 8 部）とする。業務受託者は、送付先名簿の作成、封入、送付の一切を行うこと。

（５）その他

- ① 本業務は工程が多いことから、業務受託者は本業務にかかる工程管理の責任者を置くこと。
- ② 県庁内での打合わせは、少なくとも 10 回は行うこと。電話やメールによる打合わせは、随時行うこと。
- ③ 回収した調査票、調査に使用した住所のデータ等個人情報に係る一切のものは県に帰属するものとし、業務完了後県に提出すること。提出に係る費用は委託費用に含むこと。
- ④ この委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

5 その他

- （１）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたとにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- （２）受託者が、5（１）の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- （３）この仕様書に記載のない事項については、三重県と受託者で協議のうえ決定するものとする。

6 納期及びスケジュールの目安

項目		スケジュール（納期等）	成果品
4（１）意識調査	①（ア）～（エ） 子ども調査、保護者調査の対象校選定	令和５年４月２１日	
	①（オ） 県民調査の名簿抽出	令和５年５月１日以降 ⑥調査票等の発送まで	Excel2016 で名簿提出宛名ラベル２セット
	②調査票の設計	（原案）令和５年４月２１日 （確定）令和５年５月３１日	項目一覧、調査票
	③調査票の印刷 ④送付用封筒の作成 ⑤返信用封筒の作成	下記「⑥調査票等の発送」に間に合うように作成	４（１）①において算出した数に予備を含む
	⑥調査票等の発送	（子ども調査、保護者調査） 令和５年６月２６日 （県民調査） 令和５年７月２０日	発送したことを証明する書類の写し
	⑦調査協力依頼ハガキの印刷及び発送	（県民調査） 令和５年８月３日	
	⑧調査票の回収	（子ども調査、保護者調査） 令和５年７月２４日（最終） （県民調査） 令和５年８月２２日（最終）	回収した調査票に通し番号を付す
	⑨調査票データの入力（自由記述意見以外）	（自由記述意見以外） 令和５年９月７日 （自由記述意見） 令和５年１０月３１日	Excel2016 で対応可能なバージョンのファイル等
	⑩調査票データの集計・分析	（原案）令和５年９月２１日 （確定）令和５年１０月１９日	Excel2016 で対応可能なバージョンのファイル等で、Ａ４サイズ
4（２）既存の統計データ（全国学力・学習状況調査等）による分析		（原案）令和５年９月２１日 （確定）令和５年１０月１９日	
4（３）市町連携及び県民等の意見収集等	①市町担当者会議資料	（原案）令和５年９月２８日 （確定）令和５年１０月１９日	データ（Word、PowerPoint など）
	②県民等ヒアリング	令和５年１０月下旬から１２月下旬	３０人以上
4（４）報告書の作成	①報告書（白書）	（原案）令和５年１１月３０日 （確定）令和６年１月２５日 （納品）令和６年２月２６日	１,５００部
	②概要版	（原案）令和５年１１月３０日 （確定）令和６年１月２５日 （納品）令和６年２月２６日	１２,０００部
	③学校への送付	令和６年３月２０日	